

たす保育所における満3歳以上の幼児に対する食事の提供は、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所には、当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の調理をするための設備を設けなければならない。

(職員)

第46条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- (1) 保育士
- (2) 嘱託医
- (3) 調理員

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(保育時間)

第47条 保育所における保育時間は、原則として1日につき8時間とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、規則で定める。

(保護者との連絡)

第49条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第50条 保育所は、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

2 保育所は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備)

第51条 児童厚生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設にあっては、広場及び遊具
- (2) 児童館等屋内の児童厚生施設にあっては、集会室、遊戯室及び図書室
- (3) 便所

(職員)

第52条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) その他規則で定める者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第53条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の助長を図るよう行うものとする。

(保護者との連絡)

第54条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

(業務の質の評価等)

第55条 児童厚生施設は、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

2 児童厚生施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備)

第56条 児童養護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 児童の居室
- (2) 相談室
- (3) 調理室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 30人以上の児童を入所させる児童養護施設にあっては、医務室及び静養室
- (7) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第57条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)
- (2) 嘱託医
- (3) 保育士
- (4) 個別対応職員
- (5) 家庭支援専門相談員
- (6) 栄養士
- (7) 調理員
- (8) 乳児が入所している児童養護施設にあっては、看護師
- (9) 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童がいる児童養護施設にあっては、心理療法担当職員
- (10) 実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設にあっては、職業指導員

2 前項第5号の家庭支援専門相談員及び同項第9号の心理療法担当職員の資格については、第27条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは、「児童養護施設において児童の指導」と読み替えるものとする。

3 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(長の資格要件等)

第58条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため

の規則で定める者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格要件)

第59条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 社会福祉士の資格を有する者
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) その他規則で定める者

(養護)

第60条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導等)

第61条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言及び情報の提供等の支援をすることにより行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言及び情報の提供等並びに必要に応じ行う実習及び講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画)

第62条 児童養護施設の長は、第60条に規定する目的を達成するため、入所中の児童について、当該児童及びその個々の家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第63条 児童養護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受けなければならない。

2 児童養護施設は、前項の評価の結果を公表するとともに、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第64条 児童養護施設の長は、児童指導員又は保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第65条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(退所者への支援)

第66条 児童養護施設は、退所した児童に関する相談その他適切な援助を行わなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

(設備)

第67条 福祉型障害児入所施設(法第42条第1号に規定する福祉型

障害児入所施設をいう。以下この章において同じ。)には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設で主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設で主として盲児又はろうあ児(以下「盲ろうあ児」という。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けなければならない。

- (1) 児童の居室
- (2) 調理室
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 医務室
- (6) 静養室

2 前項各号に掲げるもののほか、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けなければならない。

3 第1項各号に掲げるもののほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 遊戯室
- (2) 訓練室
- (3) 職業指導に必要な設備
- (4) 音楽に関する設備
- (5) 浴室及び便所の手すり、点字による表示等盲児の身体の機能の不自由を助ける設備

4 第1項各号に掲げるもののほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 遊戯室
- (2) 訓練室
- (3) 職業指導に必要な設備
- (4) 映像に関する設備

5 第1項各号に掲げるもののほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練室
- (2) 屋外訓練場
- (3) 浴室及び便所の手すり等当該児童の身体の機能の不自由を助ける設備

6 前各項に規定する設備その他の設備の基準は、規則で定める。(職員)

第68条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。第4項において同じ。)又は主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 栄養士
- (5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)

2 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次

に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる職員
- (2) 児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師
- (3) 看護師

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 第1項各号に掲げる職員
- (2) 看護師

4 嘱託医は、次の各号に掲げる福祉型障害児入所施設にあっては、当該各号に定める嘱託医とする。

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する嘱託医
- (2) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する嘱託医
- (3) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する嘱託医

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

6 第1項から第3項までに定めるもののほか、心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童がいる福祉型障害児入所施設には心理指導担当職員を、職業指導を行う福祉型障害児入所施設には職業指導員を置かなければならない。

7 前項の心理指導担当職員の資格については、第27条第3項の規定を準用する。

8 第1項から第3項までに規定する職員の員数の基準は、規則で定める。

(生活指導等)

第69条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後にできる限り社会に適応することができるよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言及び情報の提供等の支援をすることにより行わなければならない。

(職業指導)

第70条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り社会生活を円滑に営むことができるよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言及び情報の提供等並びに必要に応じ行う実習及び講習等の支援により行わなければならない。

(入所支援計画)

第71条 福祉型障害児入所施設の長は、児童及びその保護者の意向、児童の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第72条 福祉型障害児入所施設(主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)の長は、児童指導員又は保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(保護者等との連絡等)

第73条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に対し、当該児童の性質及び能力を説明しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設の長は、児童の通学する学校及び必要に応じ児童に対し援助等を行った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導について協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第74条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、当該児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(児童に対する健康診断)

第75条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第14条第1項の規定による児童に対する入所時の健康診断において、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な児童については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第14条第1項の規定による児童に対する入所時の健康診断において、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、当該児童の入所を継続するか否かを検討しなければならない。

(業務の質の評価等)

第76条 福祉型児童入所施設は、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

2 福祉型児童入所施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備)

第77条 医療型障害児入所施設(法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この章において同じ。)には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な設備
- (2) 訓練室
- (3) 浴室

2 前項各号に掲げるもののほか、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けなければならない。

3 第1項各号に掲げるもののほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 屋外訓練場
- (2) ギブス室
- (3) 特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備
- (4) 義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合を除く。)
- (5) 浴室及び便所の手すり等当該児童の身体の機能の不自由を助ける設備

4 前各項に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第78条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 医師その他の医療法に規定する病院として必要な職員

- (2) 児童指導員
(3) 保育士
(4) 児童発達支援管理責任者
- 2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。
- (1) 前項各号に掲げる職員
(2) 理学療法士又は作業療法士
- 3 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。
- (1) 第1項各号に掲げる職員
(2) 理学療法士又は作業療法士
(3) 心理指導を担当する職員
- 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、規則で定める診療科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。
- 6 第1項から第3項までに規定する職員の員数の基準は、規則で定める。
- （業務の質の評価等）
- 第79条 医療型障害児入所施設は、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。
- 2 医療型障害児入所施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。
- （準用）
- 第80条 第71条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。
- 2 第69条、第70条及び第72条から第74条までの規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。
- 3 第69条、第70条、第72条、第73条及び第75条第2項の規定は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。
- 第10章 福祉型児童発達支援センター
（設備等）
- 第81条 福祉型児童発達支援センター（法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターをいう。以下この章において同じ。）には、次に掲げる設備等を設けなければならない。
- (1) 指導訓練室
(2) 調理室
(3) 便所
(4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品
- 2 前項各号に掲げるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター以外の福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 遊戯室
(2) 屋外遊戯場（付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合を除く。）
(3) 医務室
(4) 相談室
- 3 前2項に規定するもののほか、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けなければ

- ばならない。
- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けなければならない。
- 5 前各項に規定する設備の基準は、規則で定める。
- （職員）
- 第82条 福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医
(2) 児童指導員
(3) 保育士
(4) 栄養士
(5) 調理員
(6) 児童発達支援管理責任者
(7) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う福祉型児童発達支援センターにあっては、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。）
- 2 前項各号に掲げるもののほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、言語聴覚士を置かなければならない。
- 3 第1項各号に掲げるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、看護師を置かなければならない。
- 4 嘱託医は、次の各号に掲げる児童発達支援センターにあっては、当該各号に定める嘱託医とする。
- (1) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する嘱託医
(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する嘱託医
(3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター 規則で定める診療科の診療に相当の経験を有する嘱託医
- 5 第1項から第3項までに規定する職員の員数の基準は、規則で定める。
- （業務の質の評価等）
- 第83条 福祉型児童発達支援センターは、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。
- 2 福祉型児童発達支援センターは、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。
- （準用）
- 第84条 第69条第1項、第71条、第73条、第74条及び第75条第1項の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第73条第2項中「児童の通学する学校及び必要に」とあるのは「必要に」と、「生活指導、学習指導及び職業指導」とあるのは「生活指導」と、第74条中「入所させる」とあるのは「通わせる」と、第75条第1項中「盲ろうあ児を入所させる」とあるのは「難聴児を通わせる」と、「盲ろうあ」とあるのは「難聴の」と読み替えるものとする。
- 第11章 医療型児童発達支援センター

(設備)

第85条 医療型児童発達支援センター（法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターをいう。以下この章において同じ。）には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備
- (2) 指導訓練室
- (3) 屋外訓練場
- (4) 相談室
- (5) 調理室

2 前項に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第86条 医療型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

(業務の質の評価等)

第87条 医療型児童発達支援センターは、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

2 医療型児童発達支援センターは、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

(準用)

第88条 第69条第1項、第71条、第73条及び第75条第2項の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第73条第2項中「児童の通学する学校及び必要に」とあるのは「必要に」と、「生活指導、学習指導及び職業指導」とあるのは「生活指導」と読み替えるものとする。

第12章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第89条 情緒障害児短期治療施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 児童の居室
- (2) 医務室
- (3) 静養室
- (4) 遊戯室
- (5) 観察室
- (6) 心理検査室
- (7) 相談室
- (8) 工作室
- (9) 調理室
- (10) 浴室
- (11) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第90条 情緒障害児短期治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- (1) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師

(2) 心理療法担当職員

- (3) 児童指導員
- (4) 保育士
- (5) 看護師
- (6) 個別対応職員
- (7) 家庭支援専門相談員
- (8) 栄養士
- (9) 調理員

2 前項第2号の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は当該学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

3 前項第7号の家庭支援専門相談員の資格については、第27条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは、「情緒障害児短期治療施設において児童の指導」と読み替えるものとする。

4 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(長の資格要件等)

第91条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための規則で定める者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法等)

第92条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図るとともに、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後に健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(準用)

第93条 第62条から第66条までの規定は、情緒障害児短期治療施設について準用する。この場合において、第62条中「第60条」とあるのは「第92条第1項」と、第65条中「公共職業安定所」とあるのは「保健所、市町村保健センター」と読み替えるものとする。

第13章 児童自立支援施設

(設備)

第94条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備は、学校教育法第3条の規定により文部科学大臣が定める小学校、中学校又は特別支援学校の設備に関する設置基準を満たさなければならない。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、児童自立支援施設の設備の基準につ

いては、第56条の規定を準用する。

(職員)

第95条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる児童自立支援施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童自立支援施設にあっては調理員を置かないことができる。

- (1) 児童自立支援専門員（児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 児童生活支援員（児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (3) 嘱託医
- (4) 前号に掲げるもののほか、精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医
- (5) 個別対応職員
- (6) 家庭支援専門相談員
- (7) 栄養士
- (8) 調理員
- (9) 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童がいる児童自立支援施設にあっては、心理療法担当職員
- (10) 実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設にあっては、職業指導員

2 前項第6号の家庭支援専門相談員及び同項第9号の心理療法担当職員の資格については、それぞれ第27条第2項及び第90条第2項の規定を準用する。この場合において、第27条第2項中「乳幼児において乳幼児の養育」とあるのは、「児童自立支援施設において児童の指導」と読み替えるものとする。

3 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(長の資格要件等)

第96条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 精神保健に関して学識経験を有する医師
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) その他規則で定める者

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための規則で定める者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格要件)

第97条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 精神保健に関して学識経験を有する医師
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) その他規則で定める者

(児童生活支援員の資格要件)

第98条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) その他規則で定める者

(生活指導等)

第99条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領に定めるところによる。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

3 第61条（第2項を除く。）の規定は、児童自立支援施設について準用する。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第100条 児童自立支援施設は、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第101条 児童自立支援施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受けなければならない。

2 児童自立支援施設は、前項の評価の結果を公表するとともに、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

(準用)

第102条 第62条及び第64条から第66条までの規定は、児童自立支援施設について準用する。この場合において、第62条中「第60条」とあるのは「第99条第1項」と、第64条中「児童指導員又は保育士」とあるのは「第95条第1項第1号又は第2号の児童自立支援専門員又は児童生活支援員」と読み替えるものとする。

第14章 児童家庭支援センター

(設備)

第103条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第104条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する援助その他の支援（次条において「援助等」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(業務を行うに当たって遵守すべき事項)

第105条 児童家庭支援センターは、援助等を行うに当たっては、児童、その保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切丁寧に行うことを旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、学校等との連絡調整を行うに当たっては、援助等を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑に行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、児童福祉施設等に附置されている場合には、その施設と緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(業務の質の評価等)

第106条 児童家庭支援センターは、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

2 児童家庭支援センターは、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第15章 雑則

(補則)

第107条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年3月9日前から引き続き存する保育所であって30人未満の乳幼児を入所させるものについては、第44条の規定にかかわらず、必要に応じ同条第1項各号に掲げる設備の一部を設けることを要しない。

3 平成19年4月1日前から引き続き存する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員については、第96条から第98条までの規定は、適用しない。

4 平成23年6月17日前から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設(同日において建設中のものを含み、同日以後全面的に改築されたものを除く。)については、第26条第1項第1号、第35条第1項第3号及び第56条第1項第2号(第94条第2項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、相談室を設けることを要しない。

5 平成23年9月1日前から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の長については、第28条第1項、第37条第1項、第58条第1項及び第91条第1項の規定は、適用しない。

こども・家庭課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第70号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県ふるさと雇用再生特別基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

労働雇用課

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第71号

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

長野県森林づくり県民税条例(平成19年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「かん養」を「^{かん}涵養」に、「すべて」を「全て」に、「にかんがみ、」を「並びに」に、「施策」を「森林資源の利用及び活用

による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、そのための森林づくりの実施その他の施策」に改める。

第2条中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 平成26年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第22条及び附則第11条の4の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

第3条第1項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

森林政策課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第72号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。次条において「省令」という。)の規定に基づき指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定めるとともに、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又はその数の制限に係る標識の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(標識の寸法)

第2条 次に掲げる標識の寸法は、当該標識が鳥獣の保護及び安全な狩猟の実施を確保するため狩猟者に当該区域を適切に周知することができるものとなることを考慮して規則で定める。

(1) 法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める指定猟法禁止区域の区域内に設置する標識の寸法

(2) 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める鳥獣保護区の区域内に設置する標識の寸法

(3) 法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書又は省令第37条第2項ただし書の規定により条例で定める特別保護地区又は特別保護指定区域の区域内に設置する標識の寸法

(4) 法第34条第7項の規定により条例で定める休猟区の区域内に設置する標識の寸法

(5) 法第35条第12項において準用する法第34条第7項の規定により条例で定める特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域の区域内に設置する標識の寸法

(法等に定める標識以外の標識の設置)

第3条 知事は、法第12条第2項の規定により区域を定めて同項に規定する対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又はその数を制限した場合において、本県の野生鳥獣の生息状況を考慮して必要があると認めるときは、当該区域を表示する標識を設置するものとする。

2 知事は、本県の地勢等の地理的条件を考慮して必要があると認めるときは、前条各号の標識のほか、同条各号の区域を表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の標識に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第73号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条-第2条の3）」を

「第1章 総則（第1条-第2条の3）」に改める。

第1章の2 整備基準（第2条の4）」

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 整備基準

（整備基準）

第2条の4 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県営住宅及び共同施設の周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。
- (2) 安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって利用しやすいものとなるように整備すること。
- (3) 県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の特性等を勘案して規則で定める整備基準

第4条第1項中「第21条」の次に「又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条」を加え、同条第2項中「第23条第2号のイ及び」を「第23条第1号のイ及び」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法第23条第1号のイに掲げる場合 21万4,000円（前項第3号の災害発生の日から3年を経過した後において同号の者が引き続き同号の県営住宅に入居している場合にあつては、15万8,000円）
- (2) 法第23条第1号のロに掲げる場合 15万8,000円

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第23条第1号のイに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1

項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 次のいずれかに該当する場合

ア 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他規則で定める者がある場合

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 法第8条第1項若しくは第3項の災害又は激甚災害により滅失した住宅に居住していた者が、これらの規定若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅に入居する場合

第29条第2項中「同条第2項」の次に「及び第3項中「法第23条第1号のイ」とあるのは「住改法第29条において準用する法第23条第1号のイ」と、同項第1号中「21万4,000円（前項第3号の災害発生の日から3年を経過した後において同号の者が引き続き同号の県営住宅に入居している場合にあつては、15万8,000円）」とあるのは「13万9,000円」と、同項第2号」を加え、「ロ」とあるのは「ハ」と、「政令」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条の規定により読み替えて準用する政令」を「15万8,000円」とあるのは「11万4,000円」に、「住宅地区改良法施行令第12条」を「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に57歳以上である者に対するこの条例による改正後の県営住宅等に関する条例第4条第2項第2号のイの規定の適用については、同イ中「60歳」とあるのは、「57歳」とする。

住 宅 課